保護者向け　啓発リーフレット　　令和８年 11 月発行　No.25

インターネットトラブルを防ぐために

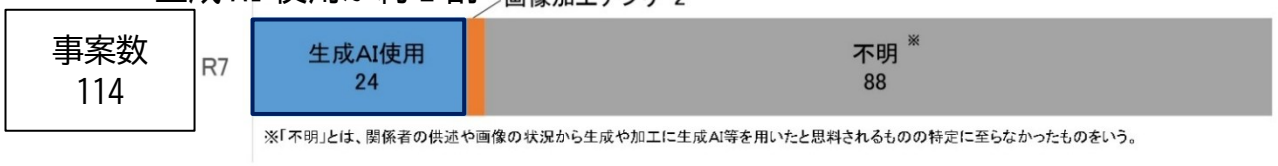
発行：岩見沢市教育委員会　指導室　青少年センター

「性的画像による被害者・加害者」は、他人事ではありません！

トピックス④－１　児童の画像を生成AI等により性的に加工し悪用した事案

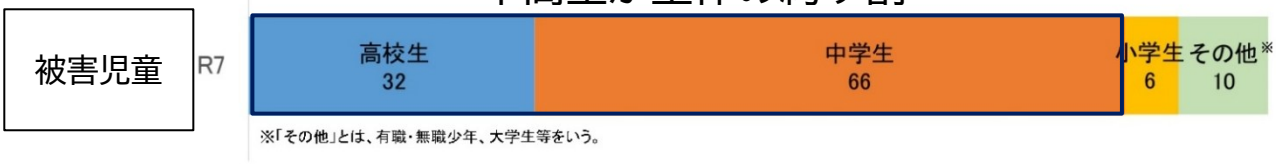
【調査対象】 警察が把握した生成AI等を悪用して児童（18歳未満）の性的画像を作成した事案で、相談・被害申告時に相談・被害者が20歳未満であるもの。

生成 AI 使用が約 2 割



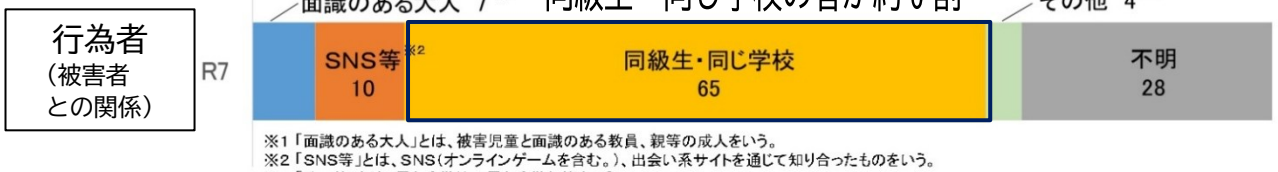
※「不明」とは、関係者の供述や画像の状況から生成や加工に生成AI等を用いたと思料されるものの特定に至らなかったものをいう。

中高生が全体の約 9 割



※「その他」とは、有職・無職少年、大学生等をいう。

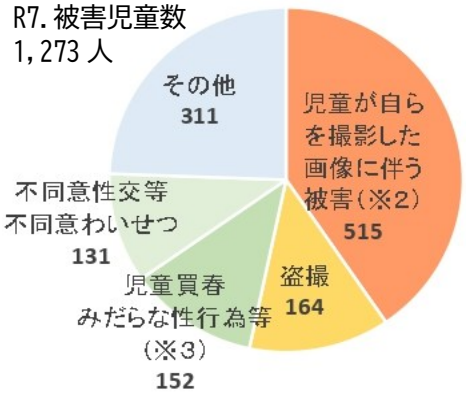
同級生・同じ学校の者が約 6 割



※1「面識のある大人」とは、被害児童と面識のある教員、親等の成人をいう。
※2「SNS等」とは、SNS（オンラインゲームを含む。）、出会い系サイトを通じて知り合ったものをいう。
※3「その他」とは、異なる学校の異なる学年等をいう。

出典：令和 8 年 2 月 26 日発表　警察庁　広報資料　を一部改変

【被害態様別】



※2 だまされたり、脅かされたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送らされる態様の被害
※3 青少年保護条例に規定する罪

子どもたちの性被害の状況は、年々増加傾向にあり、近年では「生成 AI」を使用した「性的な画像」を使用した事案も増えてきています。
「児童ポルノ防止法」では、性的な画像の〔所持・保管・保存・提供・撮影・送信要求・SNS 等への投稿など〕が禁止されています。
そして、このような画像を勝手に送り付けられた人にとっては、不快以外何物でもありません。

SNS への文章や画像の投稿、シェアは、受信者側の気持ちをよく考えることが大切です。



「まさか！！！」とならないためにも、保護者としてフィルタリングはもちろん「家庭でのルール作り」が子どもたちの未来をつくるカギとなります。

©2025　岩見沢市教育委員会　指導室　青少年センター　ＴＥＬ：0126-35-5127

今まで発行した「保護者向け　インターネット啓発リーフレット」は、岩見沢市ホームページ　岩見沢市青少年センター　検索　で検索
＊「校外生活のめやす」もご覧いただけます。